

## 「令和3年度～令和7年度五戸町社会教育計画」(案)の パブリックコメント募集 実施要領

五戸町では、五戸町民憲章を礎に『人とまちの活力で未来を拓く、共創(協創)の郷 ごのへ』を将来像とする、第2次五戸町総合振興計画を策定しています。この計画は、未来へ向けてさらに発展していくために、新たな“活気“とともに、誇りの持てるまち(ふるさと)をともに創ることを目指すものです。

五戸町教育委員会では、「五戸の未来を創造する人と文化を育むまち」に向け、社会教育委員をはじめ町民の方々からご意見をいただき、地域間や世代間の集い、学び、活動を通じて、住民同士の交流につながるよう生涯学習活動やスポーツ活動の充実に努めます。さらに、地域行事や歴史、文化財等、郷土文化の保存・継承に向けた活動を進めていきます。

また、社会や経済が発展し、個々の暮らし方や価値観が多様化する社会において、町民が様々な機会を通じて、自身を磨く学習活動により取り組みやすい環境を整備し、まちづくりの根幹となる地域や時代を担う人財の育成につなげるため、五戸町教育委員会では、現在「令和3年度～令和7年度五戸町社会教育計画」の策定に向けて検討しております。青森県教育委員会で策定している「社会教育の方針と実践の重点」を基に重点1～6及び重点項目を定め、その重点項目に沿って、五戸町教育委員会で行う個別の事業計画及び目標(案)を作成しました。つきましては、広く関係する皆さまの意見を反映するため、次のとおり意見募集を行います。

### 1. 意見募集期間

・ **令和2年10月19日(月)～令和2年10月30日(金)まで 必着**

### 2. 「令和3年度～令和7年度五戸町社会教育計画」(案)の閲覧方法

・ **町ホームページより、下記ファイルをクリックし、閲覧してください。**

- ・ 「五戸町社会教育計画」策定の考え方(PDF)
- ・ 「五戸町社会教育計画」の全体構造(PDF)
- ・ 重点1～6(PDF)
- ・ 「事業計画及び目標」(案)(PDF)

この他、五戸町各支所、五戸町教育委員会、公民館で資料の閲覧ができます。

### 3. 対象者

以下の個人、法人等が対象となります。

- (1) 町内に住所を有する人
- (2) 町内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体
- (3) 町内の事務所または事業所に勤務する人

- (4) 町内の学校に在学する人
- (5) 「五戸町社会教育計画」(案) に利害関係を有する人

#### 4. 意見の提出方法

所定の記入用紙に氏名(法人等の場合は名称及び代表者氏名)、住所等、必要事項を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。(必要事項が全て記載されている場合は、任意様式での提出も認めます。)

- (1) 郵送 〒039-1513 五戸町字古館 21-1 五戸町教育委員会 宛
- (2) 五戸町教育委員会に直接持参(土曜日、日曜日を除く)
- (3) ファックス 0178-62-2114
- (4) 電子メール shakaikyoiku@town.gonohe.aomori.jp

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

**・所定の記入用紙は、町ホームページより、下記ファイルをクリックし、取得してください。また、五戸町各支所、五戸町教育委員会、公民館にも備え付けております。**

・「令和3年度～令和7年度五戸町社会教育計画」(案) に対する意見等記入用紙(PDF・Word)

#### 5. 意見に対する処理

提出していただいた意見については、「令和3年度～令和7年度五戸町社会教育計画」策定の参考とさせていただくとともに、後日とりまとめた上で、氏名・住所等の個人情報を除き、検討案を含めて町のホームページにおいて公表する予定です。なお、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

また、ご提出いただいた記載内容は、今回の意見募集以外の用途に使用することはありません。

#### 【問い合わせ先】

担当 五戸町教育委員会  
教育課社会教育班 担当 宛  
電話 0178-62-2111 (内線 517)